



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則	福祉局くらし支援課	1
規則	神戸市公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	企画調整局大学・教育連携推進課	3
規則	神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	健康局斎園管理課	6
規則	神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局政策課	12
告示	社会福祉連携推進法人の認定	福祉局監査指導部	15
告示	神戸市立博物館画像提供業務及び物品売払代金の徴収業務委託	文化スポーツ局博物館学芸課	16
告示	神戸市立博物館に係る使用料の徴収業務の委託	文化スポーツ局博物館管理課	17
告示	指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託	環境局事業系廃棄物対策課	18
告示	犬猫等死体処理に係る手数料の徴収事務の委託	環境局業務課	19
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(藤原台南町自治会ほか)	地域協働局地域活性課	20
告示	土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	行財政局税務部税制企画課	21
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	22
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	24
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	27
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道本山村合併260号線他)	建設局道路管理課	29
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道小束野40号線)	建設局道路管理課	30
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道本山村合併309号線)	建設局道路管理課	31
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道長田箕谷線)	建設局道路管理課	32
告示	動物園ホール使用料徴収・収納事務の委託	建設局王子動物園	33
公告	都市公園の縮小(神戸複合産業団地周辺緑地)	建設局公園部管理課	34
公告	都市公園名称の錯誤修正(桜ヶ丘町公園 他1件)	建設局公園部管理課	35
公告	都市公園の拡張(小野浜公園 他4件)	建設局公園部管理課	36
公告	都市公園の設置(興亜池公園 他6件)	建設局公園部管理課	37
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ライフ春日野道店)	経済観光局経済政策課	38
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ライフ須磨鷹取店)	経済観光局経済政策課	40
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ライフ神戸駅前店)	経済観光局経済政策課	42
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ライフ下山手通店)	経済観光局経済政策課	44

種類	件名	所管部署	ページ
公告	開発行為に関する工事の完了(西区見津が丘2丁目)	都市局都市計画課	46
区役所	自動車臨時運行許可番号標の失効	須磨区総務部市民課	47
交通局	神戸市交通局公有財産規程の一部を改正する規程	交通局営業推進課	48
交通局	神戸市交通局デジタル乗車券取扱規程	交通局経営企画課	49
交通局	神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	55
交通局	路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について	交通局自動車部市バス運輸サービス課	65
教育委員会	神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則を廃止する規則	教育委員会事務局総務部総務課	68
教育委員会	神戸市教育委員会出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	69
教育委員会	神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則運用規程を廃止する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	70
人事委員会	採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局任用課	71

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第35号

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則の一部を改正する規則

行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則（昭和63年3月規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（費用の種目及び限度額） 第8条 [略] 2 区長は、前項の規定による費用の種目又は限度額により難い特別の理由があるときは、<u>市長の承認を受け</u> <u>た上で当該費用を支出することがで</u> <u>きる。</u> （取扱登録） 第12条 区長は、被救護者の救護及び行旅死亡人の取扱いについて、<u>台帳</u>	（費用の種目及び限度額） 第8条 [略] 2 区長は、前項の規定による費用の種目又は限度額により難い特別の理由があるときは、<u>当該費用の支出に</u> <u>つき様式第1号による行旅病人行旅</u> <u>死亡人取扱費限度外支出承認申請書</u> <u>により、市長の承認を受けなければ</u> <u>ならない。</u> （取扱台帳） 第12条 区長は、被救護者の救護及び行旅死亡人の取扱いについて、<u>様式</u>

等により登録し、整理しなければならない。

(市長への報告)

第13条 区長は、行旅病人又はその同伴者を救護したとき、又は行旅死亡人を取り扱ったときは速やかに市長に報告しなければならない。

別表 (第8条関係)

種目	限度額
[略]	[略]
公告料	[略]
死体の保存に 関する費用	必要最少限度の額

第2号による行旅病人及び行旅死亡人取扱台帳により、登録し、整理しなければならない。

(市長への報告)

第13条 区長は、行旅病人又はその同伴者を救護したときは様式第3号による行旅病人取扱通知書により、行旅死亡人を取り扱ったときは様式第4号による行旅死亡人取扱通知書により市長に報告しなければならない。

別表 (第8条関係)

種目	限度額
[略]	[略]
公告料	[略]

様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この規則は、令和7年3月14日から施行する。

神戸市公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第36号

神戸市公立大学法人の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則

神戸市公立大学法人の業務運営等に関する規則（平成19年3月規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（年度計画の作成及び変更に係る事項）</u> <u>第7条 法第27条第1項に規定する年度計画（以下単に「年度計画」という。）には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。</u> <u>2 法第27条第1項後段の規定による届出に係る書面には、変更した事項</u>

<u>第7条、第8条</u> [略] (事業報告書の作成) <u>第9条</u> [略] 2 事業報告書には、予算及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付しなければならない。 <u>第10条～第19条</u> [略] (業務実績等報告書) <u>第20条</u> 法第78条の2第2項に規定する報告書には、<u>中期計画に定めた項目について、自ら評価を行った結果</u>を記載しなければならない。	<u>及びその理由を記載しなければならない。</u> <u>第8条、第9条</u> [略] (事業報告書の作成) <u>第10条</u> [略] 2 事業報告書には、<u>年度計画に記載された</u>予算及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付しなければならない。 <u>第11条～第20条</u> [略] (業務実績等報告書) <u>第21条</u> 法第78条の2第2項に規定する報告書には、<u>当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載</u>しなければならない。 (1) <u>事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書</u> <u>当該事業年度に係る年度計画に定めた項目</u> (2) <u>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績に</u>
--	--

	<u>ついて自ら評価を行った結果を明</u> <u>らかにした報告書 中期計画に定</u> <u>めた項目</u>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第40号

神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（経営の許可申請） 第2条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）を借り受け、若しくは譲り受け、又は相続により経営しようとする者も、同様とする。</u>	（経営の許可申請） 第2条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、<u>第1号様式による申請書に、次に掲げる書類を添えて、墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）所在地を管轄する保健所長を経て、市長に提出しなければならない。墓地等を借り受け、若しくは譲り受け、又は相続により経営しようとする者も、同様とする。</u>

<u>(1) 申請者の氏名及び住所</u> <u>(2) 墓地等の名称及び所在地</u> <u>(3) 工事の着手及び完了予定日</u> <u>(4) 申請の理由</u>	<u>(1) 墓地等及びその付近の略図</u> <u>(2) 墓地等の土地及び建物の図面</u> <u>(3) 墓地等の土地が農地である場合は、農業委員会の承諾書</u> <u>(4) 墓地等の土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本</u> <u>(5) 申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿謄本及び定款又は寄附行為</u> <u>(6) その他市長が必要と認める書類</u>
<u>2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> <u>(1) 墓地等及びその付近の略図</u> <u>(2) 墓地等の土地及び建物の図面</u> <u>(3) 墓地等の土地が農地である場合は、農業委員会の承諾書</u> <u>(4) 墓地等の土地及び建物の全部事項証明書</u> <u>(5) 申請者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び定款又は規則</u> <u>(6) その他市長が必要と認める書類</u> (変更及び廃止の許可申請)	(変更及び廃止の許可申請)
第3条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは	第3条 法第10条第2項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは

火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、前条第1項に掲げる事項を記載した申請書に、前条第2項に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の氏名及び住所
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 廃止する理由
- (4) 改葬終了予定日、及び現在の改葬件数等の状況

3 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 次条の規定による許可書
- (2) 墓地等及びその付近の略図
- (3) 墓地等の土地及び建物の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(許可書の交付)

第4条 市長は、法第10条の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した許可書を交付する。

火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、様式第2号による申請書に、前条に掲げる書類を添えて、墓地等所在地の保健所長を経て、市長に提出しなければならない。

2 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、様式第3号による申請書に、次に掲げる書類を添えて、墓地等所在地の保健所長を経て、市長に提出しなければならない。

- (1) 次条の規定による許可書
- (2) 墓地等及びその付近の略図
- (3) 墓地等の土地及び建物の図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(許可書の交付)

第4条 市長は、法第10条の許可をしたときは、第4号様式による許可書を交付する。

<u>(1) 墓地等の名称及び所在地</u> <u>(2) 経営者の名称及び住所</u> <u>(3) 許可の内容及び許可番号</u> (竣工の検査等) 第5条 納骨堂又は火葬場の工事が完了したときは、<u>次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して</u>検査を受け、認可を受けた後でなければ使用することができない。 <u>(1) 届出者の氏名及び住所</u> <u>(2) 経営（変更）許可番号及び工事完了年月日</u> 2 [略] (管理者の届出) 第9条 法第12条の規定による届出は、<u>次に掲げる事項を記載した届出書によらなければならない。</u> <u>(1) 経営者の氏名及び住所</u> <u>(2) 墓地等の名称及び所在地</u> <u>(3) 管理者の氏名及び住所</u> <u>(4) 管理者の職に就いた年月日</u> <u>(申請書その他の様式)</u> 第11条 この規則に規定する申請書等の様式は、<u>主管局長が定める。</u>	(竣工の検査等) 第5条 納骨堂又は火葬場の工事が竣工したときは、<u>第5号様式により、市長に届け出て</u>検査を受け、認可を受けた後でなければ使用することができない。 2 [略] (管理者の届出) 第9条 法第12条の規定による届出は、<u>第6号様式によらなければならない。</u>
---	--

第1号様式から第6号様式までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書（以下「申請書等」という。）は、この規則による改正後の神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

（2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

（3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年4月規則第11号）	様式第1号	神戸市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和31年11月規則第99号）	様式第1号
	様式第2号		様式第2号
	様式第3号		様式第3号

			様式第5号
		神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年4月規則第11号）	様式第1号
			様式第2号
			様式第3号
[略]		[略]	[略]

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第41号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則
神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則（平成6年3月規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料の後納） 第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 （1） [略] （2） <u>市長</u>がやむを得ないと認めるとき。 （使用料の減免） 第4条 条例第10条に規定する規則で	（使用料の後納） 第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。 （1） [略] （2） <u>条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）</u>がやむを得ないと認めるとき。 （使用料の減免） 第4条 条例第10条に規定する規則で

定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が神戸市立こうべ市民福祉交流センター（以下「センター」という。）の事業として使用するとき。 免除

(2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
市長がその都度定める額の減額又は免除

（使用料の返還）

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が

定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

(1) 指定管理者が神戸市立こうべ市民福祉交流センター（以下「センター」という。）の事業として使用するとき。 免除

(2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、指定管理者が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。
指定管理者がその都度定める額の減額又は免除

（使用料の返還）

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) [略]

(2) 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が

使用しようとする日の7日前の日 （当該期日が<u>第9条</u>に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日。以下同じ。）までに指定管理者に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 全額 (3) <u>条例第5条第2項</u>の規定による変更の決定を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき。 超過して納付している額 (4) <u>条例第14条第2項</u>の規定による処分により研修室等を使用することができなくなったとき。 <u>市長</u>がその都度定める額 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が返還すべき正当な理由があると認めたとき。 <u>市長</u>がその都度定める額 別表（<u>第2条</u>関係） [略]	使用しようとする日の7日前の日 （当該期日が<u>第11条</u>に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日。以下同じ。）までに指定管理者に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 全額 (3) <u>第3条第2項</u>の規定による変更の決定を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき。 超過して納付している額 (4) <u>条例第14条第2項</u>の規定による処分により研修室等を使用することができなくなったとき。 <u>指定管理者</u>がその都度定める額 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が返還すべき正当な理由があると認めたとき。 <u>指定管理者</u>がその都度定める額 別表（<u>第4条</u>関係） [略]
--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市告示第606号

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第127条の規定により、社会福祉連携推進法人の認定をしたので、同法第129条の規定により告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 名 称 社会福祉連携推進法人 カムカムコウベ
- 2 所 在 地 神戸市灘区篠原北町3丁目11番15号
- 3 代 表 者 平岡 千里
- 4 認定年月日 令和7年3月12日

神戸市告示第607号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により，徴収の事務を委託したので，同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施設名及び受託者

施設名	委託先
神戸市立博物館	東京都新宿区市谷加賀町1丁目1番1号 株式会社DNPアートコミュニケーションズ 代表取締役 室田 秀樹

2 業務の名称

神戸市立博物館画像提供業務及び物品売払代金の徴収業務

3 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第608号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施設名及び受託者

施設名	委託先
神戸市立博物館	大阪市福島区福島3-7-39-611 株式会社 フィールズ 代表取締役 中山 徳子

2 業務の名称

神戸市立博物館インフォメーション業務

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年3月12日

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年4月5日まで

神戸市告示第609号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 委託先（指定公金事務取扱者の指定を受けた者）

名称	代表者職氏名	所在地
合同会社サンエイ商事	代表社員 江藤 義幸	神戸市兵庫区下祇園町8番2号

2 委託する公金事務の内容

神戸市事業系ごみの処分に係る手数料及び物品売払代金の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定年月日

令和7年3月3日

4 委託期間

令和7年3月3日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第610号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 業務の名称
犬猫等死体受付運搬処理業務
- 2 指定公金事務取扱者
神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号
藤定運輸株式会社
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
犬猫等死体処理に係る手数料
- 4 指定公金事務取扱者として指定した日
令和7年3月11日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

神戸市告示第611号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、藤原台南町自治会、行原自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	藤原台南町自治会	行原自治会
主たる事務所	神戸市北区藤原台南町4丁目27番1号	神戸市北区淡河町行原110番地の1
代表者の氏名	上垣 知一	井上 克美
代表者の住所	神戸市北区藤原台南町3丁目14番2号	神戸市北区淡河町行原68番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 藤原台南町自治会 令和6年4月28日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	藤原 隆行	上垣 知一
代表者の住所	神戸市北区藤原台南町5丁目13番4号	神戸市北区藤原台南町3丁目14番2号

(2) 行原自治会 令和3年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中前 好晴	井上 克美
代表者の住所	神戸市北区淡河町行原249番地	神戸市北区淡河町行原68番地

神戸市告示第612号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号。以下「条例」という。）第57条第1項の規定により、各区の区域ごとに作成した地方税法（昭和25年法律第226号）第415条第1項に規定する土地価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間及び各区の区域ごとに作成した同項に規定する家屋価格等縦覧帳簿を当該区の区域内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する期間を次のとおり定め、次の場所で縦覧に供するので、条例第57条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

令和7年4月1日から令和7年4月30日まで（午前8時45分から午後5時15分まで）。ただし、土曜日、日曜日、休日は除く。

2 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の場所

新長田合同庁舎

神戸市告示第613号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）第23条の2項及び3項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所・名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 6台 原動機付自転車 0台	令和7年12月4日	神戸市須磨区妙 法寺字ヌメリ石 1番地の1 建設局西部建設 事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 24台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和7年2月5日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
須磨区西落合 6丁目1番 名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和7年2月6日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 10台 原動機付自転車 1台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 8台 原動機付自転車 0台	令和7年2月12日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 18台 原動機付自転車 1台	令和7年2月13日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和7年2月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 9台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	高速長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 13台 原動機付自転車 0台	令和7年2月19日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
須磨区須磨浦 通2丁目2番 須磨保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和7年2月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 3台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通 1丁目1番 西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和7年2月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番 西部保管所	新長田駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 21台 原動機付自転車 0台	令和7年2月26日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 23台 原動機付自転車 0台		

神戸市告示第614号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 23 条の 2 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
三宮保管所及び湊町保管所
ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
（日曜日、祝日及び 12 月 28 日から 1 月 4 日を除く）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

令和7年3月25日 神戸市公報第3903号

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先 三宮保管所	中央区長期放置	自転車 19 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号 建設局中部建設事務所 電話 511-0515
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 28 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月3日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月6日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月7日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 6 台 原動機付自転車 1 台	令和7年2月12日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 15 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月14日	
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月15日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 38 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月17日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32 台 原動機付自転車 1 台	令和7年2月20日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月21日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 7 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月22日	
	駐輪場内	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	中央区長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月26日	
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 32 台 原動機付自転車 1 台	令和7年2月27日	
	元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 6 台 原動機付自転車 0 台		
兵庫区湊町1丁目35 湊町保管所	兵庫区長期放置	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月1日	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 18 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月5日	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 11 台 原動機付自転車 0 台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 8 台 原動機付自転車 0 台		
	和田岬駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	駐輪場内	自転車 1 台 原動機付自転車 1 台		
	兵庫区長期放置	自転車 3 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月6日	
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 16 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月10日	
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 9 台 原動機付自転車 0 台		
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 5 台 原動機付自転車 0 台		

兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	令和7年2月12日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	2 台 0 台	令和7年2月13日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	5 台 0 台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	10 台 0 台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	6 台 1 台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	令和7年2月15日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	18 台 0 台	令和7年2月19日
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	7 台 2 台	令和7年2月21日
神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	令和7年2月25日
兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	1 台 0 台	
新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	4 台 0 台	
湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車 原動機付自転車	13 台 0 台	
駐輪場内	自転車 原動機付自転車	10 台 0 台	
兵庫区長期放置	自転車 原動機付自転車	8 台 0 台	令和7年2月26日

神戸市告示第615号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条第 2 項（同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 25 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先
別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで

イ 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び 返還の場所	自転車等が置かれ、又は 放置されていた場所	撤去し、及び保管した 自転車等の台数	撤去し、及び 保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月3日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台		
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月7日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 0 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月13日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月17日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月21日	
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台	令和7年2月26日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台 原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2 台 原動機付自転車 1 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 4 台 原動機付自転車 0 台		

神戸市告示第616号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 260号線	神戸市東灘区田中町3丁目 236番5地先から	新	3.00	最大 5.80 最小 5.80
		神戸市東灘区田中町3丁目 236番5地先まで	旧	3.00	最大 5.80 最小 5.80
市道	本山村合併 299号線	神戸市東灘区田中町3丁目 236番5地先から	新	25.00	最大 5.90 最小 5.80
		神戸市東灘区田中町3丁目 236番5地先まで	旧	25.00	最大 5.90 最小 5.60
市道	田中町3丁目 5号線	神戸市東灘区田中町3丁目 236番5地先から	新	3.00	最大 6.00 最小 6.00
		神戸市東灘区田中町3丁目 236番5地先まで	旧	3.00	最大 6.00 最小 6.00

神戸市告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年3月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	小束野40号線	神戸市西区神出町小束野字廣澤53番98地先から 神戸市西区神出町小束野字廣澤53番59地先まで	120.60	最大 40.30 最小 12.60

神戸市告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	本山村合併 309号線	神戸市東灘区甲南町3丁目 342番1地先から	新	24.60	最大 6.00 最小 5.80
		神戸市東灘区甲南町3丁目 342番1地先まで	旧	24.60	最大 6.00 最小 5.80

神戸市告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年3月26日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月8日まで一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路 線 名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	長田箕谷線	神戸市長田区花山町2丁目12番2地先から	新	53.00	最大 36.20 最小 22.60
		神戸市長田区花山町2丁目15番2地先まで	旧	53.00	最大 20.70 最小 20.30

神戸市告示第620号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定により、王子動物園動物科学資料館動物園ホールの使用料の徴収・収納事務を次のとおり委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

名称	所在地	委託期間
公益財団法人神戸市公園緑化協会	神戸市須磨区緑台	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

神戸市公告

都市公園を縮小するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 縮小する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
神戸複合産業団地 周辺緑地	西区見津が丘7丁目 他10筆	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	縮 小

(2)供用開始の年月日

令和7年3月25日

神戸市公告

都市公園名称等の錯誤修正をするので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 錯誤修正する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
(正) 桜ヶ丘町公園 (誤) 桜ヶ丘町公園	(正) 灘区桜ヶ丘町22番 6 (誤) 灘区桜ヶ丘町22番 6	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	錯誤修正
(正) 桜ヶ丘町北公園 (誤) 桜ヶ丘町北公園	(正) 灘区桜ヶ丘町21番 6 (誤) 灘区桜ヶ丘町21番 6	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	錯誤修正

(2) 供用開始の年月日

令和7年3月25日

神戸市公告

都市公園の拡張をするので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 拡張する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
小野浜公園	中央区小野浜町131他6筆	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張
流通業務団地 周辺緑地	西区伊川谷町前開	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張
西神南住宅団地 周辺緑地	西区櫛谷町菅野 西区伊川谷町別府	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張
須磨寺公園	須磨区西須磨字立原谷	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張
横尾団地 周辺緑地	須磨区横尾9丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	拡張

(2)供用開始の年月日

令和7年3月25日

神戸市公告

都市公園を設置するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
興亜池公園	西区高塚台2丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
西神住宅団地 周辺緑地	西区春日台5丁目 檜野台2丁目 平野町向井	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
西神南住宅団地 周辺緑地	西区井吹台西町8丁目 井吹台北町1丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
木見東緑地 (5号緑地)	西区見津が丘6丁目24	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
ポートアイランド 広場	中央区港島中町5丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
六甲アイランド 中央街角広場	東灘区向洋町中7丁目2-8	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規
六甲アイランド 西街角広場	東灘区向洋町中7丁目2-9	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	新 規

(2)供用開始の年月日

令和7年3月25日

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年3月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ春日野道店

神戸市中央区北本町通1丁目301番1他

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) ライフ春日野道店

(変更後)

ライフ春日野道店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治
-----------------	-------------------	----------------

3 変更の年月日及び変更する理由

2 (1)については平成23年9月13日、店舗名称確定のため。

2 (2) (3)については令和5年5月27日、本店所在地移転のため。

4 届出年月日

令和6年9月27日

5 縦覧期間

令和7年3月25日から令和7年7月25日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年3月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ須磨鷹取店

神戸市須磨区大池町3丁目7～10,12

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) ライフ須磨区大池町店

(変更後)

ライフ須磨鷹取店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治
-----------------	-------------------	----------------

3 変更の年月日及び変更する理由

2 (1)については平成29年3月15日、店舗名称確定のため。

2 (2) (3)については令和5年5月27日、本店所在地移転のため。

4 届出年月日

令和6年9月27日

5 縦覧期間

令和7年3月25日から令和7年7月25日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年3月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ神戸駅前店

神戸市中央区中町通3丁目2番15号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社オゾネ	神戸市中央区中町通3丁目2番15号	代表取締役 小曾根 有

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社オゾネ	神戸市中央区中町通3丁目2番15号	代表取締役 小曾根 佳生

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町2丁目6番3号	代表取締役 岩崎 高治
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番地4	代表取締役 杉浦 広一
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道4丁目9番12号	代表取締役 下條 三千夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治
株式会社スギホールディン	愛知県安城市三河安城町1丁目8番	代表取締役

グス	地 4	杉浦 克典
----	-----	-------

3 変更の年月日及び変更する理由

2 (1)については、平成 29 年 1 月 21 日、代表者変更のため。

2 (2)については、株式会社ライフコーポレーションは令和 5 年 5 月 27 日、本店所在地移転のため、株式会社スギホールディングスは平成 20 年 9 月 1 日、名称変更のため、令和 3 年 5 月 19 日、代表者変更のため、愛眼株式会社は平成 24 年 10 月 17 日、退店のため。

4 届出年月日

令和 6 年 9 月 27 日

5 縦覧期間

令和 7 年 3 月 25 日から令和 7 年 7 月 25 日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号

三宮ビル東館 4 階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年3月25日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年3月25日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ下山手通店

神戸市中央区下山手通7丁目1番2号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) ライフ下山手通店

(変更後)

ライフ下山手通店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋本町3丁目6番2号	代表取締役 岩崎 高治

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
--------	-----	--------

株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治
-----------------	-------------------	----------------

- 3 変更の年月日
2 (1)については、平成26年1月29日。
2 (2) (3)については、令和5年5月27日。
- 4 変更する理由
2 (1)については、店舗名称が確定したため。
2 (2) (3)については、本店所在地移転のため。
- 5 届出年月日
令和6年9月27日
- 6 縦覧期間
令和7年3月25日から令和7年7月25日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和7年3月25日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区見津が丘二丁目4番3、4番4、4番9、4番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区見津が丘二丁目4番地の4
株式会社 ケイアイ・テック
代表取締役社長 稲岡 宏一
- 3 許可番号
令和6年10月29日 第8218号
（変更許可 令和7年2月26日 第2203号）

神戸市須磨区公告

次の臨時運行許可番号標（以下「番号標」という。）が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年3月規則第14号）第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年3月25日

神戸市須磨区長 熊谷 保徳

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸71-02神戸市	令和7年3月12日

神戸市交通局公有財産規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月25日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

神戸市交通管理規程第13号

神戸市交通局公有財産規程の一部を改正する規程

神戸市交通局公有財産規程（昭和42年4月交規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(貸付料) 第23条 不動産の貸付料は、神戸市不動産評価審議会<u>の評定する額を基準とし（神戸市不動産評価審議会に付議しない場合を除く。）</u>、収益性、<u>居住の条件、近隣地域における賃料の水準その他の事情を考慮して決定しなければならない。</u>	(貸付料) 第23条 不動産の貸付料は、神戸市不動産評価審議会が決定した不動産貸付料の基準額以上とする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市交通局デジタル乗車券取扱規程を次のように制定する。

令和7年3月25日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第15号

神戸市交通局デジタル乗車券取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）に基づき、本市が運行する高速鉄道（以下「当局線」という。）において使用することのできる、サーバ上に管理する乗車券情報と符号する識別情報を組み合わせて使用する乗車券（以下「デジタル乗車券」という。）の取扱い等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める識別情報とは、対応端末に表示された2次元バーコードをいう。
(適用範囲)

第2条 デジタル乗車券による、当局線にかかる乗客運送については、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めのない事項については、神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年3月交規程第51号。以下「高速鉄道乗車料規程」という。）等の定めるところによる。

3 デジタル乗車券に組み込まれた本市以外の他社局（以下、「他社局」という。）内の乗車船券及び施設利用券の使用については、当該他社局の定めによる。

4 デジタル乗車券の発売条件等については、この規程に定めるもののほか、株式会社スルッとKANSAIが定めるスルッとQRtto利用規約その他販売システムを運営する事業者が定める規約等による。ただし、当該規約等とこの規程との間に矛盾又は抵触がある場合は、この規程が優先する。

5 この規程及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがある。その場合、以後のデジタル乗車券による乗客の運送等については、改正された規定の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 「販売システム」とは、株式会社スルッと KANSAI その他本市がデジタル乗車券の発売を委託した事業者がオンラインで運営する販売場所をいう。

(2) 「対応端末」とは、販売システムの利用が可能な Web ブラウザを動作させる情報端末をいう。

(3) 「乗車券情報」とは、デジタル乗車券の通用区間、通用期間、料金額、発行の日付及び使用・未使用の状況その他乗車に必要な情報をいう。

(4) 「対応改札機」とは、乗客が提示する識別情報を読み取る改札機をいう。
(料金の支払)

第4条 デジタル乗車券で発行する乗車券の料金は、販売システムを運営する事業者（以下「販売システム運営事業者」という。）が定める方法で支払わなければならない。

(契約の成立時期)

第5条 デジタル乗車券による運送契約は、別に定める場合を除き、デジタル乗車券の購入を希望する者が、販売システム運営事業者が定める方法に従って購入申込みをし、販売システム運営事業者からの承諾の通知を受けた時（通知を了知でき得る客観的状态となった時を含む。）に成立する。

2 第10条第3項の規定による同行者及び第11条の規定によりデジタル乗車券の分配を受けた第三者との運送契約は、情報端末に表示した2次元バーコードにより、乗客として最初に改札を受けた時に当該乗客に移転する。

(乗客の同意)

第6条 乗客は、デジタル乗車券の利用において、この規程及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。

(発売するデジタル乗車券の種類)

第7条 本市は、高速鉄道乗車料規程第27条の4に定める企画乗車券をデジタル乗車券により発売できるものとし、発売するデジタル乗車券の名称、発売期間、通用区間、通用期間、及び発売額は、その都度定める。

(発売場所)

第8条 デジタル乗車券は、販売システムにおいて発売する。

（使用開始処理）

第9条 デジタル乗車券は、デジタル乗車券の使用開始可能期間中に、販売システム運営事業者が定める方法に従って、乗客が対応端末を用いて使用開始の操作（以下「使用開始処理」という。）をすることにより、使用することができる。

2 デジタル乗車券の通用期間は、使用開始処理をした時点から起算する。

3 乗客は、使用開始処理をした対応端末と異なる対応端末で、デジタル乗車券を使用することはできない。

（デジタル乗車券の改札）

第10条 乗客は、デジタル乗車券を使用する場合、対応改札機による改札を受けて入場し、同一のデジタル乗車券を用いて対応改札機による改札を受けて出場しなければならない。

2 乗客は、係員から請求があった場合は、いつでも対応端末に表示された乗車券情報を提示し、検査を受けなければならない。

3 乗客は、本人及び同行者の合計人数分のデジタル乗車券につき、自らが改札を受けることで、同行者にデジタル乗車券を利用させることができる。

4 前各項の規定にかかわらず、本市は、次の各号に掲げる場合、対応改札機による改札に代えて、本市が定める方法による改札を認めることがある。

（1） 第16条 第1項第2号又は第3号に該当する場合であって、使用開始処理がされたデジタル乗車券を改札する場合

（2） その他本市が必要と認める場合

（分配）

第11条 デジタル乗車券を購入した乗客は、使用開始可能期間終了前で、かつ、使用開始処理をする前（以下「未使用」という。）のデジタル乗車券に限り、販売システム運営事業者が定めるところにより、分配を受けることを希望する者に対して分配できる。

2 購入者は、分配したデジタル乗車券が未使用の場合、販売システム運営事業者が定める方法により回収することができる。なお、購入者は、回収したデジタル乗車券を再度分配できるものとする。

- 3 購入者とデジタル乗車券の分配を受けた第三者との間に生じた紛争について、本市は一切の責任を負わない。

(効力)

第 12 条 デジタル乗車券は、乗車券情報の内容に従って使用することができる。

- 2 乗客は、対応端末の故障、充電切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの不調その他本市の責めに帰すべき事由によらず、改札を受けることができない場合には、デジタル乗車券を使用できない。

- 3 出場時に乗客が改札を受けることができない場合には、デジタル乗車券を紛失したものとみなす。

(購入履歴等の確認)

第 13 条 乗客は、販売システム運営事業者が定めるところにより、デジタル乗車券の購入履歴及び分配したデジタル乗車券の状態を対応端末で確認できるものとする。

(使用上の制限事項)

第 14 条 乗客は、本市又は他社局において使用を制限されたデジタル乗車券を使用することができない。また、当局線又は他社局線を乗車中に使用を制限された場合には、降車駅において出場することができないものとする。

- 2 偽造、変造、複製又は不正に作成されたデジタル乗車券を使用することはできない。

- 3 乗客は、1 回の乗車につき 2 以上のデジタル乗車券を同時に使用することはできない。

- 4 デジタル乗車券は、他の乗車券と併用して使用することはできない。

- 5 通用期間の定めがあるデジタル乗車券は、その通用期間を超えて使用することはできない。

- 6 入場時に使用したデジタル乗車券を出場時に使用しなかった場合は、当該デジタル乗車券で再び入場することはできない

- 7 デジタル乗車券の破損、対応改札機の故障又は停電等により、対応改札機によるデジタル乗車券の読み取りが不能となったときは、対応改札機で使用することができない。

(デジタル乗車券利用にかかる通信費用等)

第 15 条 乗客は、デジタル乗車券の利用にあたり必要な対応端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービス及びその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持し、デジタル乗車券の使用にあたって必要となる通信費等を負担するものとする。

(免責)

第 16 条 次の各号の一に該当することによりデジタル乗車券を使用できない場合に生じた損害について、本市は一切の責任を負わない。

- (1) 対応端末に不具合が生じた場合や電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスが制限された場合
- (2) デジタル乗車券を取り扱うシステム又は機器の障害、停電等の事由により、デジタル乗車券の取扱いを制限又は停止する場合
- (3) その他サービス運営上、デジタル乗車券のサービス提供を中断する必要があると本市が判断した場合

2 前項の定めにかかわらず、本市の責めに帰すべき事由により、デジタル乗車券の正常な使用に制限が生じた場合、当該デジタル乗車券の発売額を上限として本市が定める額を補償する場合がある。

(無効となる場合)

第 17 条 デジタル乗車券は、次の各号の一に該当する場合は無効とする。

- (1) 販売システムにおける会員登録が退会等により抹消されたとき（分配されたデジタル乗車券を含む。）
- (2) 偽造、変造、複製及び不正に作成されたデジタル乗車券を使用したとき又は使用しようとしたとき
- (3) 使用資格を限定したデジタル乗車券をその資格を有しない乗客が使用したとき
- (4) 改札を受けたデジタル乗車券を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 改札を受けずに乗車したとき
- (6) デジタル乗車券をその使用条件に基づかないで使用したとき
- (7) その他、デジタル乗車券を不正乗車的手段として使用したとき

(不正使用等の乗客に対する割増料金の徴収)

第 18 条 前条第 2 号から第 7 号までに掲げる場合に該当し、デジタル乗車券を無効としたときは、高速鉄道乗車料規程第 26 条の規定を適用する。

(再発行)

第 19 条 本市が発売するデジタル乗車券は、対応端末の紛失・盗難や機能不良等にかかわらず再発行しない。

(払戻し)

第 20 条 デジタル乗車券を購入した乗客は、デジタル乗車券の使用開始処理前においては、販売システム運営事業者が定める方法に従って、払戻しを請求することができる。ただし、本市が別に定めるデジタル乗車券については使用開始処理前であっても払戻しを請求することはできない。

2 デジタル企画乗車券の払戻しを行う場合、本市は当該デジタル乗車券に定められた手数料を購入者から収受する。

(施行細目の委任)

第 21 条 この規程の施行に関し必要な事項は、主管部長が定める。

附 則

(実施期日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第16号

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程

神戸市高速鉄道乗車規程（昭和52年2月交規程第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（危険物等の持込禁止） 第7条 [略] (1) 別表に掲げる危険品 <u>（危険品のうち 適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう適切な保管対応が行われたものとする。揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、持ち込むことができない。）及び他の乗客に危害を及ぼす恐れがあるもの</u> (2) [略] (3) だんろ及びこんろ（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐中用のものを除く。<u>ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないよう措置することとする。</u>） (4)～(8) [略]	（危険物等の持込禁止） 第7条 [略] (1) 別表に掲げる危険品 <u>（適用除外の物品であり不注意により内容物が漏れ出ないよう措置したものを除く。）</u> (2) [略] (3) だんろ及びこんろ（乗車中に使用のおそれがないと認められるもの及び懐中用のものを除く。） (4)～(8) [略]

別表を次のように改める。

別表
危険品

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	火薬類	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造とも の重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火工品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあつては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	火薬類	火工品	信管	—	
				火管	—	
				導爆線	—	
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				火薬又は爆薬を装てんした弾丸類	—	
				星火を発する榴弾	—	
				救命索発射器用ロケット	—	
				煙火	—	
				がん具煙火	がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		
				導火線	導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
				電気導火線		
				その他の火工品	—	
			その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類	—	
		その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠＊	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカーズプレー＊	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬＊	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性 の物	その他 爆発性 の物	—	メチルエチルケトン過酸化 化物		
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法 施行令（昭和47年政令第 318号）における危険物 「1. 爆発性の物」に該当す る品目	—	
2	発火性 の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造とも の重量が3キロ グラム以内のも の
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他 発火性 の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡＊	実重量が300グラ ム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソー ダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状 又はひも状のものに限 る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアル ミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト （亜二チオン酸ナトリウ ム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシ ウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び 製品	油紙（刃物用 包装紙等）＊	容器・荷造とも の重量が5キロ グラム以内のも の

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性 の物	可燃性 液体	—	メタノール（メチルアル コール又は木精）	消毒用アルコ ール＊	2リットル以内 又は容器・荷造 ともの重量が2 キログラム以内 のもの
			—	アセトン	ネイルリムー バー＊	
			—	コロジオン	水絆創膏、角 質軟化剤＊	
			—	ブタノール（ブチルアル コール）	希釈用アルコ ール＊	
			—	松根油	絵具用溶剤＊	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤＊	
			—	エタノール	消毒用エタノ ール、除菌ス プレー＊	2リットル以内 又は容器・荷造 ともの重量が2 キログラム以内 のもの
			—	酢酸	食用酢酸、掃 除用酢酸、農 業用酢酸＊	
			—	鉱油原油	皮膚の保護 剤、保湿剤、 化粧品（ロー ション、クリ ーム等）＊	
			—	アルコール（変性アルコ ールを含む。）	酒類＊	
			—	揮発油		—
			—	ソルベントナフタ		—
			—	コールタール軽油		—
			—	ベンゼン（ベンゾール）		—
			—	トルエン（トルオール）		—
			—	キシレン（キシロール又 はザイロール）		—
			—	二硫化炭素		—
			—	酢酸ビニルモノマ		—
			—	エーテル		—
			—	クロロシラン		—
			—	アセトアルデヒド		—
			—	パラアルデヒド		—
			—	ジエチルアルミニウム		—
			—	モノメチルアミン		—
			—	トリメチルアミンの水溶 液		—
			—	ジメチルアミン		—
			—	ピリジン		—
			—	酢酸アルミ		—

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性 液体	—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルプロ マイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディ ーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロ ベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロ トルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		その他	—	その他の引火性の物及び その製品	ペンキ＊	2リットル以内 又は容器・荷造 との重量が2 キログラム以内 のもの
4	可燃性のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯 用酸素容器に封 入した酸素ガス で2本以内のも の
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入 した炭酸ガスで 2本以内のもの
					炭酸ガスカー トリッジ＊	2リットル以内 又は容器・荷造 との重量が2 キログラム以内 のもの
				天然ガス	プロパンガス ＊	
				水素ガス	水素ガス吸入 器＊	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	圧縮 ガス	窒素ガス	窒素ガスボンベ＊	2リットル以内 又は容器・荷造 との重量が2 キログラム以内 のもの
				オゾン	オゾン発生器＊	
				ヘリウム	ヘリウムガス＊	
				ネオンガス	ネオン管＊	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化 ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス＊	2リットル以内 又は容器・荷造 との重量が2 キログラム以内 のもの
				フロンー12	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				フロンー22	エアゾール噴射剤、エアコンガス＊	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ＊	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアン化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性 のガス	高圧 ガス	液化 ガス	塩化メチル（メチルクロ ライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	
				液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びそ の製品	—	
5	酸化性 の物	塩素酸 塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素 酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バ リウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
		過塩素酸 塩類	—	過塩素酸アンモニウム （過塩素酸アンモン）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸 化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸 塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料＊	容器・荷造ともの 重量が2キログラ ム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸 アンモン又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸 塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤＊	密閉した容器に 収納し、且つ、 破損するおそれ のないよう荷造 した0.5リットル 以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素 酸 塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシ ウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
5	酸化性の物	その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—		
			—	過硫酸カリウム	—		
			—	過硫酸ナトリウム	—		
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—		
			—	その他の酸化性の物及び製品	—		
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他危険物	毒物・劇物 毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗剤＊		
			—	硝酸	—		
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—		
			—	沸化水素酸	—		
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—		
			—	フェロシリコン	—		
			—	塩化硫黄	—		
			—	クロルピクリン	—		
			—	四エチル鉛	—		
			—	クロロホルム	—		
			—	臭素（ブロム）	—		
			—	ホルマリン	—		
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—		
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	バッテリー＊	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
		農薬	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの	
			—	除虫菊剤			
			—	燐剤			
			—	DN剤			
			—	燻蒸剤			
			—	殺鼠剤			

品目 番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	農薬	—	除草剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC 剤		
			—	DDT 剤		
			—	鉱油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
		その他危険物	—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー＊	容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	—
			—	塩化リン	—	—
			—	臭化ベンジル	—	—
			—	四塩化チタン	—	—

（注1）「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

（注2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

附 則
（施行期日）

- この規程は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市交通告示第6号

路線の種別、料金区間、運転系統及び近郊区路線等の乗車料について（昭和40年1月神交告示第34号）の一部を次のとおり改正する。

令和7年3月25日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
1 普通区（均一制）の運転系統及び料金			1 普通区（均一制）の運転系統及び料金		
料金 230円			料金 230円		
系統番号	区間	主な経由地	系統番号	区間	主な経由地
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
10	<u>神戸須磨シーワールド</u> ～ <u>神戸須磨シーワールド</u>	駒ヶ林町西、新長田駅前、板宿、JR鷹取駅	10	<u>須磨水族園</u> ～ <u>須磨水族園</u>	駒ヶ林町西、新長田駅前、板宿、JR鷹取駅
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			31の1	JR本山駅前～西岡本7丁目	岡本9丁目
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			33	JR甲南山手～JR甲南山手	岡本9丁目、阪神御影南口
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
			37	JR甲南山手～JR甲南山手	JR住吉駅前、東灘区役所前、阪急御影
37 A	JR甲南山手～JR住吉駅前	東灘区役所前			
37 B	JR住吉駅前～JR住吉駅前	阪急御影			
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
100	JR六甲道～JR六甲道	将軍通、日赤病院前、灘の浜東	100	JR六甲道～JR六甲道	<u>徳井会館前</u> 、将軍通、日赤病院前、灘の浜東
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
灘南(103)	JR六甲道～JR六甲道	阪神新在家、西郷	灘南(103)	JR六甲道～JR六甲道	阪神新在家、西郷、 <u>阪神大石</u> 、 <u>将軍通</u>

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則を廃止する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第4号

神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則を廃止する規則

神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則（昭和30年7月教育委員会規則第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育長訓令甲第1号

神戸市教育委員会出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会出勤簿取扱規程（昭和44年3月教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条 神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）に属する職員の出勤簿の取扱い等に関しては、委員会事務局及び委員会の所管に属する教育機関等（学校を除く。）の職員については、 <u>神戸市職員出勤簿等取扱等規程（平成18年3月神戸市長訓令甲第18号）</u> の例によるものとし、委員会の所管に属する学校の職員については、別に定めるところによる。	第1条 神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）に属する職員の出勤簿の取扱い等に関しては、委員会事務局及び委員会の所管に属する教育機関等（学校を除く。）の職員については、 <u>神戸市職員出勤簿取扱規程（昭和23年10月神戸市長訓令甲第56号）</u> の例によるものとし、委員会の所管に属する学校の職員については、別に定めるところによる。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則運用規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会教育長訓令甲第2号

神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則運用規程を廃止する訓令

神戸市教育委員会調査統計事務取扱規則運用規程（昭和30年7月教育長訓令甲第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

神戸市人事委員会事務局

委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第9号

採用の選考に関する規則等の一部を改正する規則

(採用の選考に関する規則)

第1条 採用の選考に関する規則（昭和31年3月人委規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（その3）				別表（その3）			
番号	職（甲）		資格要件（乙）	番号	職（甲）		資格要件（乙）
	職務の内容	職種名			職務の内容	職種名	
	[略]				[略]		
15	海技職		海技士（航海又は機関）の免許（5級以上）を有すること。	15	海技従事者	船長、航海士、機関長、機関士	採用する職に必要な海技従事者の免許を有すること。

(昇任の選考に関する規則)

第2条 昇任の選考に関する規則(昭和35年4月人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前						
付表(別表第1)	付表(別表第1)						
<table><tr><th>職</th></tr><tr><td>次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職</td></tr><tr><td>1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理栄養士 14 栄養士 15 司書 16 学芸員 17 児童自立支援専門員 18 海技職 19 船舶けい離立会人 20 言語聴覚士 21 歯科衛生士 22 心理判定員 23 健康科学研究職 24 航空機操縦</td></tr></table>	職	次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理栄養士 14 栄養士 15 司書 16 学芸員 17 児童自立支援専門員 18 海技職 19 船舶けい離立会人 20 言語聴覚士 21 歯科衛生士 22 心理判定員 23 健康科学研究職 24 航空機操縦	<table><tr><th>職</th></tr><tr><td>次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職</td></tr><tr><td>1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理栄養士 14 栄養士 15 司書 16 学芸員 17 児童自立支援専門員 18 航海士 19 機関士 20 船舶けい離立会人 21 言語聴覚士 22 歯科衛生士 23 心理判定員 24 健康科学研究職 25</td></tr></table>	職	次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職	1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理栄養士 14 栄養士 15 司書 16 学芸員 17 児童自立支援専門員 18 航海士 19 機関士 20 船舶けい離立会人 21 言語聴覚士 22 歯科衛生士 23 心理判定員 24 健康科学研究職 25
職							
次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職							
1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理栄養士 14 栄養士 15 司書 16 学芸員 17 児童自立支援専門員 18 海技職 19 船舶けい離立会人 20 言語聴覚士 21 歯科衛生士 22 心理判定員 23 健康科学研究職 24 航空機操縦							
職							
次の各号に該当する者をもつて補充する係長又はこれに準ずる職							
1 医師 2 歯科医師 3 獣医師 4 薬剤師 5 臨床検査技師 6 衛生検査技師 7 臨床工学技士 8 診療放射線技師 9 理学療法士 10 保健師 11 助産師 12 看護師 13 管理栄養士 14 栄養士 15 司書 16 学芸員 17 児童自立支援専門員 18 航海士 19 機関士 20 船舶けい離立会人 21 言語聴覚士 22 歯科衛生士 23 心理判定員 24 健康科学研究職 25							

士 <u>25</u> 航空整備士 <u>26</u> 公文書 専門職 [略]	航空機操縦士 <u>26</u> 航空整備士 <u>27</u> 公文書専門職 [略]
--	--

（昇格に関する規則）

第3条 昇任の選考に関する規則（平成28年4月人委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1)改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後										改正前									
別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）										別表 職務の級昇格基準表（第3条第2号関係）									
（その1）										（その1）									
番号	適用する職務	学歴	左欄の職務のそれぞれの級へ昇格するために必要な資格要件						その他 の資格要件	番号	適用する職務	学歴	左欄の職務のそれぞれの級へ昇格するために必要な資格要件						その他 の資格要件
			昇格する級に応じて必要な学歴取得後の基準となる職務における業務の経験年数及び必要在職年数（上段は昇格する級を、下段は基準となる職務を示す。）										昇格する級に応じて必要な学歴取得後の基準となる職務における業務の経験年数及び必要在職年数（上段は昇格する級を、下段は基準となる職務を示す。）						
			2級		3級		4級						2級		3級		4級		
			1級における同種の職務		2級の職務								1級における同種の職務		2級の職務				
			1級の職務における必要在職年数		2級の職務における必要在職年数								1級の職務における必要在職年数		2級の職務における必要在職年数				
1	[略]							別に勤務成績が良好であること。	1	[略]							別に勤務成績が良好であること。		
2	[略]								2	[略]									
3	[略]								3	[略]									
4	[略]								4	[略]									
5	海技職	大学卒	0.5	同上	6	同上			5	海技従事者	大学卒	0.5	同上	6	同上				
		短大卒	2							短大卒	2								
		高校卒	4							高校卒	4								
		中学卒	7							中学卒	7								

6	[略]						
備考							
1～14 [略]							
15 上表(その1)番号1、番号2、番号4の保育士、番号6及び(その2)番号3の保健師の職のうち、民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者の2級及び3級の職務の級へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数及び必要在職年数並びに昇格起算日(3級以上の職へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数を算定する際の基準日をいい、 <u>勤務成績が良好であり</u> 下表中昇格起算日の項に規定する年数経過後の直近の4月1日又は10月1日をもってあてゐる。)は下表のとおりとする。なお、下表中業務の経験年数及び昇格起算日以後の業務の経験年数の算定にあたっては、前歴をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。ただし、昇格起算日以後の業務の経験年数を算定する場合は、学歴区分が大学卒である者及び下表番号1のうち、第2項に掲げる職の者を除き、前歴を換算した年数が下表中昇格起算日の項における業務の経験年数を超える年数に限るものとする。							
16 [略]							

6	[略]						
備考							
1～14 [略]							
15 上表(その1)番号1、番号2、番号4の保育士、番号6及び(その2)番号3の保健師の職のうち、民間企業等職務経験者又は社会人を対象として実施する採用試験又は選考により新たに職員となった者の2級及び3級の職務の級へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数及び必要在職年数並びに昇格起算日(3級以上の職へ昇格するために必要な資格要件中業務の経験年数を算定する際の基準日をいい、下表中昇格起算日の項に規定する年数経過後の直近の4月1日又は10月1日をもってあてゐる。)は下表のとおりとする。なお、下表中業務の経験年数及び昇格起算日以後の業務の経験年数の算定にあたっては、前歴をつこうとする職と同種の区分に属する業務のものについては4分の3、同種の区分に属しない業務のものについては2分の1に換算し通算するものとする。ただし、昇格起算日以後の業務の経験年数を算定する場合は、学歴区分が大学卒である者及び下表番号1のうち、第2項に掲げる職の者を除き、前歴を換算した年数が下表中昇格起算日の項における業務の経験年数を超える年数に限るものとする。							
16 [略]							

附 則

この規則は、令和7年3月25日から施行する。